

要 望 書

東海四県連合町村会

東海四県連合町村会 要望書

令和元年10月

日ごろから、東海四県下の町村行財政運営の推進につきましては、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各町村におきましては、地方行財政を取り巻く厳しい環境のもと、地域の実情に沿った個性あふれる魅力あるまちづくり、災害に強く住民の生命と財産を守る安全・安心のまちづくりに向け、その基盤整備に鋭意努力しているところであります。

つきましては、令和2年度における国の施策・予算におきまして、次の事項について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

東海四県連合町村会

静岡県町村会長 太田長八

(賀茂郡東伊豆町長)

愛知県町村会長 鈴木雅博

(丹羽郡大口町長)

岐阜県町村会長 岡崎和夫

(揖斐郡池田町長)

三重県町村会長 谷口友見

(度会郡大紀町長)

1 防災・減災対策の推進について

町村は、東日本大震災等の災害を教訓として、各種の防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、平成24年3月以降、国から順次公表された南海トラフ地震に係る震度分布や津波高の推計及びそれに基づく被害想定では、最大クラスの地震・津波により、死者は最大23万1千人、約208兆円の経済被害をもたらすとされており、東海地方においても甚大な被害が想定されている。

一方、建物の耐震化や津波避難ビルの有効活用等の防災・減災対策を講ずることによる被害軽減も推計されており、今後、町村は、可能な限り被害を最小限に抑止するための対策をより一層進めていく必要がある。

また、近年、局地的豪雨や大型台風が頻発しており、河川整備等の緊急性に加え、集落や公共施設等に被害を及ぼす恐れのあるため池等の老朽化対策も喫緊の課題となっている。

よって、国においては、国民の生命と財産を守る使命のもと、更なる即効性のある防災・減災対策の実施に向けて、既存の法制等にとらわれることなく、下記事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 懸念される南海トラフ地震等大規模地震による災害から住民の生命と財産の安全を確保するための地震対策事業については、今後実施すべき事業が数多く残されており、迅速かつ的確に地震対策を進める必要があることから、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長すること。
 - 2 新たな国土強靭化計画に位置づけられた防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業は、令和2年度までを期限に防災のための重要インフラ等の機能の維持等による緊急的な事業に限定し実施されているが、着実に事業を実施するため令和3年度以降も継続するとともに、事前防災事業等、必要な公共事業にも対応できるよう事業内容の拡充を図ること。
 - 3 町村が計画する防災・減災事業及び道路、橋梁等の長寿命化事業を着実に進めることができるよう、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の所要額を確保すること。
また、地域の特性に応じた防災・減災事業が柔軟に行えるよう緊急防災・減災事業債の適用範囲を拡大（防潮堤整備、排水機整備）するとともに、必要予算を確保すること。
- 併せて、令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債の延長とさらなる制度の拡充を図ること。

- 4 南海トラフ地震に対する津波対策を推進するとともに、地震・津波被害の軽減のため、地震・津波観測網の整備充実並びに活動メカニズムの解明等に関する調査研究を推進すること。
- 5 学校等教育施設、道路、街路、橋梁、河川、海岸、港湾、上下水道などの公共構造物並びに防災拠点となる施設、住民が利用する公的施設などの耐震化、防災機能の高度化を推進するための財政措置の強化を図るとともに、地域の実情を考慮した弾力的な運用を行うこと。
- 6 近年、局地的豪雨や台風による土砂災害及び継続的な降雨・積雪による山腹の崩壊、浸食が頻発していることから、これらの土砂災害等から地域住民の生命と財産を守るため、急傾斜地崩壊危険対策事業、砂防事業、治山事業を積極的に推進すること。
- 7 頻発する局地的豪雨や台風による浸水被害等に対し、国直轄河川の河道掘削、樹木伐採、堤防嵩上げ、護岸整備及び水門整備等による洪水対策を推進するとともに、県及び町村が実施する河川整備事業に対する財政支援の拡充を図ること。
また、河川の堆積土砂撤去事業を交付金の対象事業にすること。
- 8 ため池の老朽化・耐震対策を推進するため、農村地域防災減災事業における調査・計画策定等に係る国の定額補助の期限を延長するなど、ため池整備関連事業の強化及び予算の拡充・確保を図ること。
- 9 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国と地方自治体、防災関係機関が総合調整、人員の受け入れ、物資等の集積を行う「基幹的広域防災拠点」を東海地域に早急に整備すること。
- 10 これまでの大規模災害の発災時において、各地の「道の駅」が防災拠点として有効に機能したことを踏まえ、「道の駅」の防災拠点化を推進すること。

2 東海地方における高規格幹線道路網等の整備促進について

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤であり、同時に、地震や台風などの大規模災害時においては、緊急交通路、既存道路の代替路、緊急物資の輸送路としても大きな役割を果たすものである。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴う慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、東海地方において発生が危惧されている南海トラフ地震の発災時や各種産業の活性化及び観光振興などに対しても極めて重要な役割を果たすものである。

高規格幹線道路を中心とした幹線道路ネットワークは、地域の競争力を向上させるとともに、災害・救急医療時に被災者や救急患者などを搬送する「命の道」として機能する等、基礎インフラとしての重要度が増していることから、未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新東名高速道路(御殿場JCT以東)の早期完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 2 東海環状自動車道の早期全面完成に向け、西回り区間において着実に事業を推進すること。
- 3 近畿自動車道紀勢線の早期完成に向け、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路の一層の事業推進を図ること。
- 4 伊豆縦貫自動車道の早期完成に向け、河津下田道路の早期完成並びに伊豆市～河津町間の早期事業化を図るとともに、伊豆縦貫自動車道の開通効果を發揮するために必要不可欠な同自動車道と接続するアクセス道路の路線整備を推進するための財政支援を講じること。
また、東駿河湾環状道路の2車線供用済み区間にについて、4車線化整備を推進すること。
- 5 東海北陸自動車道について、付加車線を速やかに整備促進するとともに、早期全面4車線化に向け、着実に事業を推進すること。

- 6 名古屋環状2号線の早期全線開通に向け、西南部・南部(名古屋西JCT～飛島JCT間)区間の整備を加速すること。
- 7 西知多道路について、事業化区間の早期整備と、未事業化区間の国による早期事業化を図ること。
- 8 三遠南信自動車道の未開通区間の早期開通に向け整備を加速すること。